平成２６年（フ）第２５１８号
大阪市淀川区新北野３丁目10番13―401号
債務者　瀬戸　友加
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１９号
函館市石川町159番地
債務者　平澤　輝彦
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１６７号
函館市本通２丁目49番５号
債務者　市山　　惠
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１７４号
北海道亀田郡七飯町鳴川４丁目３番27号
債務者　市山　秀幸
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１７６号
函館市大縄町13番15号
債務者　工藤　　純
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第９０号
千葉県成田市加良部５丁目12番地　４棟206号
債務者　吉田　利夫
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第９２号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台３丁目17番１号
債務者　大野　由晴
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第９７号
千葉県八街市八街ほ174番地３　ローズガーデン103
債務者　大日野史明
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１０１号
千葉県成田市本三里塚53番地21　サンハイツＢ棟101号室
債務者　増田　敏克
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１０２号
千葉県佐倉市上志津1187番地10
債務者　高安　一史
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１０４号
千葉県印西市小林3355番地　ホワイトレジデンスＢ―203
債務者　水谷　恭子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１０９号
千葉県富里市七栄284番地13
債務者　久田　和夫
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１１０号
千葉県富里市七栄284番地13
債務者　久田登志惠
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１３２号
高知県土佐市高岡町乙749番地７　グラスガーデンＡ101号
債務者　小山　大和
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５６号
高知市高須新町２丁目１番20号　小松マンション101小松方、住民票上の住所高知市若松町１番21号　コーポラス若松201
債務者　西村　貴容
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５８号
高知市小石木町235番地　すみか荘１Ｆ南
債務者　中山　節子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３９５号
埼玉県戸田市本町５丁目12番36―307号、旧住所埼玉県戸田市本町１丁目３番５―604号
債務者　小林　誠雄
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係